

別 表

1 危険物施設の最大許可数量

類別許可数量		第 四 類						
		石 油 類				小 計kℓ	その他kℓ	計 kℓ
		第1石油kℓ	第2石油kℓ	第3石油kℓ	第4石油kℓ			
製造所等別	許可施設数							
製造所						( )		( )
貯蔵所	屋内貯蔵所					( )		( )
	屋外タンク貯蔵所					( )		( )
	屋内タンク貯蔵所					( )		( )
	地下タンク貯蔵所					( )		( )
	簡易タンク貯蔵所					( )		( )
	移動タンク貯蔵所(a)					( )		( )
	屋外貯蔵所					( )		( )
	小 計					( )		( )
取扱所	給油取扱所					( )		( )
	販売取扱所					( )		( )
	移送取扱所					( )		( )
	一般取扱所					( )		( )
	小 計					( )		( )
合 計 (A)					( )		( )	
合 計 (B)					( )	(f)	( )	

類別許可数量		第 四 類 以 外 の 危 険 物					
		第一類kg	第二類kg	第三類kg	第五類kg	第六類kg	計kg
製造所	許可施設数						
貯蔵所	屋内貯蔵所					( )	( )
	屋外タンク貯蔵所					( )	( )
	屋内タンク貯蔵所					( )	( )
	地下タンク貯蔵所					( )	( )
	簡易タンク貯蔵所					( )	( )
	移動タンク貯蔵所(a)					( )	( )
	屋外貯蔵所					( )	( )
	小 計					( )	( )
取扱所	給油取扱所					( )	( )
	販売取扱所					( )	( )
	移送取扱所					( )	( )
	一般取扱所					( )	( )
	小 計					( )	( )
合 計 (A)					( )	( )	
合 計 (B)					( )	( ) (g)	

1-(注)

- (1) 許可施設数は、製造所等の区分に従って許可施設数を記入する。
- (2) 類別許可数量は、危険物の類別区分に従って、貯蔵又は取扱最大許可数量を記入
- (3) 危険物第四類、第六類欄中の( )内には、石油コンビナート法施行令別表1に掲げる毒物、劇物に係る貯蔵又は取扱最大許可数量を記入する。
- (4) 合計(B)の欄は、合計(A)の数量から移動タンクの貯蔵量(a)欄の数量を減じた貯蔵及び取扱最大数量を記入する。

2 高圧ガス施設の貯蔵及び処理量

	可燃性ガス							
	エチレン	プロピレン	ブタジエン	塩化ビニル	水素	液化石油ガス	その他	小計
貯槽施設(タンク)の基数								
最大貯蔵能力(t)								
総処理量(Nm <sup>3</sup> /D)								

塩素	毒性ガス							小計
	アンモニア	シアン化水素	メチルクロライド	酸化エチレン	酸化水素	亜硫酸ガス	その他	
( )	( )	( )					( )	( )
( )	( )	( )					( )	( )
							( )	( )

酸素	不活性ガス		合計 (A)	合計 (B) (A-a)
	液化空気	その他 (a)		
			( )	( )
			( )	( )
			( )	( エ)

2- (注)

- (1) 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス施設を上記分類に従って、その貯槽施設の基数、最大貯蔵能力及び総処理量を記入する。  
なお、総処理量については、可燃性ガス、毒性ガスを一括して記載する。
- (2) 可燃性毒ガスについては、毒性ガスとして扱う。
- (3) 毒性ガス中の( )内には、石油コンビナート法施行令別表1、第2に掲げる毒物、劇物(Ⅲ-5表参照)に係る基数、最大貯蔵能力及び総処理量をそれぞれ内書きする。
- (4) 合計(B)には、合計(A)の数量から不活性ガス欄のその他(a)の数量を減じた基数、最大貯蔵能力及び総処理量をそれぞれ記入する。

### 3 可燃性固体類及び可燃性液体類の貯蔵、取扱量

	固体類	液体類
貯蔵・取扱量	t	m <sup>3</sup>

### 4 高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・処理量

	最大貯蔵能力	総処理量 (取扱、使用量)	合計
ガス事業法関係 (Nm <sup>3</sup> /D)	( )	( )	( )
電気事業法関係 (Nm <sup>3</sup> /D)	( )	( )	( )
計 (Nm <sup>3</sup> /D)	( )	( )	( )

#### 4-(注)

- (1) ガス事業法及び電気事業法の工作物における高圧ガス以外の可燃性ガスの最大貯蔵能力、処理能力について石油コンビナート法施行令第3条第2項第5号により記入する。
- (2) 最大貯蔵能力の数量は、Nm<sup>3</sup>/Dに換算して記入する。
- (3) ( )内には、石油コンビナート法施行令別表1、第2に掲げる毒物、劇物(Ⅲ-5表参照)に係る最大貯蔵能力及び総処理量をそれぞれ記入する。

### 5 毒物及び劇物の貯蔵、取扱、処理量

		貯蔵、取扱、処理量
毒物	四アルキル鉛	
	シアン化水素	
	弗化水素	
	小計	(キ)
劇物	アクリルニトリル	
	アクロレイン	
	アセトシアンヒドリン	
	液体アンモニア	
	エチレンクロロヒドリン	
	塩素	
	クロルスルホン酸	
	硅弗化水素酸	
	臭素	
	発煙硝酸	
	発煙硫酸	
	小計	(ク)
合計		

#### 5-(注)

- (1) 石油コンビナート法施行令別表に掲げる毒物、劇物に係る品目の貯蔵、取扱、処理量を記入する。
- (2) 消防法の危険物、高圧ガス保安法の高圧ガスとして規制対象とされる上記の毒物、劇物についても、含めて記入する。